

## ●請求できるサービスの種類

### 1、介護給付費

居宅介護（ホームヘルプ）

重度訪問介護

同行援護

行動援護

療養介護

生活介護

短期入所（ショートステイ）

重度障害者等包括支援

施設入所支援

### 2、訓練等給付費

自立訓練

就労移行支援

就労継続支援

共同生活援助（グループホーム）

### 3、計画相談支援

### 4、地域相談支援

### 5、障害児通所支援

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

### 6、障害児相談支援

## ●障害児入所給付費・地域生活支援事業について

現在、佐賀県及び県内市町から委託を受けていないため、本会では取り扱っておりません。